

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した事について通知がありました。

平成三十年三月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 基本測量（成果不整合地域における基準点改測及び防災対策地域水準
測量）

二 測量の地域 宇陀郡御杖村及び吉野郡十津川村

三 測量の終了年月日 平成三十年二月二十八日